

兵庫県中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金 Q & A

【全般】

質問内容		回答											
1	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の概要を教えてください。	原油価格や原材料価格高騰等への対策として、より支援の必要性・緊急性の高い売上の減少した中小法人・個人事業主等の事業継続を支援するため、中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金を支給します。											
2	一時支援金の額はどのようになりますか。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="2">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象</td> <td colspan="2">①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)の利用者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">支給額</td> <td>・①のうち、売上高減少率が50%以上の者 ・②の者</td> <td>・①のうち、売上高減少率が30%以上50%未満の者</td> </tr> <tr> <td>中小法人等 30万円 個人事業主 15万円</td> <td>中小法人等 20万円 個人事業主 10万円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容		支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)の利用者		支給額	・①のうち、売上高減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上高減少率が30%以上50%未満の者	中小法人等 30万円 個人事業主 15万円	中小法人等 20万円 個人事業主 10万円
項目	内容												
支給対象	①事業復活支援金(国制度)の受給者 ②経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)の利用者												
支給額	・①のうち、売上高減少率が50%以上の者 ・②の者	・①のうち、売上高減少率が30%以上50%未満の者											
	中小法人等 30万円 個人事業主 15万円	中小法人等 20万円 個人事業主 10万円											
3	いつまでに、どのように申請すればよいですか。	<p>申請期限は 9月30日(金)です。原則、オンライン申請で行っていただく予定です。オンライン申請が困難な方は、郵送による申請(9月30日消印有効)も可能ですが、速やかな審査のため、オンライン申請へのご協力をお願いします。申請期限前であっても、予算額に達し次第終了となります。</p> <p>なお、国の事業復活支援金において差額給付の申請をされる場合は、必ずすべての給付が完了してから兵庫県中小企業等一時支援金の支給申請を行ってください。すべての給付が完了する前に支給申請された場合、当該一時支援金が支給されない場合がありますので、ご注意ください。</p>											
4	支給のスケジュールを教えてください。	<p>できるだけ早く指定口座へ入金するよう努めますが、不備やその他の確認事項があった場合、審査に時間を要することがあり、支給スケジュールは申請ごとに異なります。</p> <p>なお、郵送による申請の場合は、審査に日時を要することから、口座への振込まで更にお時間をいただくこととなりますので、なるべくオンライン(WEB)申請いただきますようご協力をお願いします。</p>											
5	申請書類を持参したいが、受付場所はどこですか。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持ち込みによる申請はできません。オンラインでの申請が困難な場合には、郵送により申請することができます。(レターパックまたはレターパックライトで、「〒530-8545 兵庫県中小企業等一時支援金事務局 宛」に送付してください。)											
6	国の事業復活支援金の給付申請を行ったが、別途申請する必要がありますか	国の事業復活支援金とは別制度であるため、別途申請する必要があります。											

【支給対象について】

	質問内容	回答
1	どのような事業者が支給対象になりますか。	<p>以下の主な要件を満たしている事業者が支給対象となります。その他支給対象外の事業者もありますので、詳しくは募集要項をご確認ください。</p> <p>①県内に本店を有する中小法人等（個人事業主は県内に住所を有する方） ②国の事業復活支援金（※）を受給していること。（※対象月：令和3年11月分から令和4年3月分までのいずれかひと月） ③兵庫県の経営円滑化貸付（原油価格高騰、原材料価格高騰）の利用者 ④令和3年11月以降の燃料費、光熱水費及び原材料価格高騰の影響を受けていること ⑤事業継続に向けた取組みを行っていること、又はその意思があること。</p> <p>①～⑤（②、③はいずれか）を満たしていれば、業種は問いません。</p>
2	「中小法人等」とは何ですか。	<p>資本金の額又は出資の総額（※1）が10億円未満であるか、又は資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は常時使用する従業員（※2）の数が2,000人以下である法人を指します。ただし、公共法人、風営法上の性風俗関連特殊営業として届け出義務のある者、政治団体、宗教法人等は支給対象外です。（国の事業復活支援金の対象者と同じ） ※1「基本金」を有する法人は「基本金の額」と、一般財団法人は「当該法人に拠出されている財産の額」と読み替える。 ※2「常時使用する従業員」とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。（パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、非正規社員及び出向者については、当該条文を基に個別判断。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないため、「常時使用する従業員」には該当しません。）</p>
3	「法人税法別表第一に規定する公共法人」とは何ですか。	<p>公庫、公社、事業団、機構等の公共法人です。詳しくは、下記のe-Gov法令検索のHPをご覧ください。 https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=340AC0000000034#340AC0000000034-Mpat_1</p>
4	NPO法人や協同組合は対象になりますか。	<p>国の事業復活支援金を受給（又は兵庫県の経営円滑化貸付の利用）していれば、対象となります。</p>
5	店舗や事業所を複数運営しているが、店舗単位・事業所単位で給付を受けることは可能ですか。	<p>いいえ。店舗単位・事業所単位ではなく事業者単位の支給となります。</p>
6	事業者全体では支給要件を満たさないが、一部の事業単位では支給要件を満たす場合は、支給対象となりますか。	<p>いいえ。支援金は、事業者単位で支給するものであり、事業者全体で支給要件を満たさなければ、支給対象とはなりません。</p>
7	本社が県外にある事業者も、県内に店舗があれば支給対象になりますか。	<p>国の事業復活支援金の対象月末日において、<u>本店</u>が県内にある場合に対象となります。店舗だけでは対象となりません。</p>
8	事務所が県外にある個人事業主でも、県内に居住していれば対象となりますか。	<p>個人事業主は、国の事業復活支援金の対象月末日において、住所が県内であれば対象となります。</p>
9	廃業する予定、もしくは廃業していますが、支給対象となりますか。	<p>支給対象外となります。 一時支援金の申請には、事業の継続・立て直しに向けた取組みを行っていることが必要です。その旨を申請時に申し出いただけます。 申請時点において廃業又は破産等を予定していた場合には、対象外となります。万が一、廃業等しているにもかかわらず、支援金を申請、受給された場合には、支援金の返還を求めます。</p>

10	この支援金を受け取ったら廃業できないのですか。	一時支援金の目的は、頑張る中小企業を応援することですので、できるだけ事業継続していただきたいと思っています。申請時に事業継続の意思を確認しますが、その後の経済情勢の変化等やむを得ない事由があれば廃業しても、一時支援金の返還義務は生じません。
11	事業の継続の意思は申請時に何を提出すればいいですか。	「支給申請書」による確認をします。（「支給要件の確認」の項目に該当します）
12	事業を引き継いだ場合、国の事業復活支援金の受給者とこの一時支援金の申請者が別人となりますが、支給対象となりますか。	対象となりません。 国の事業復活支援金の受給を要件としているため、事業復活支援金の受給者（又は兵庫県の経営円滑化貸付利用者）とこの一時支援金の申請者は同一である必要があります。
13	「個人事業主」とは何ですか。	主たる収入を事業所得として確定申告した個人、及び雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入を雑所得・給与所得として確定申告した個人を指します。（フリーランスも含まれます。）
14	「本店」とは何ですか。	各種法令に基づき登記されている「本店」をさします。事業復活支援金の申請の際に提出している履歴事項全部証明書に記載されています。 いわゆる本社とは住所が異なる場合があり、この一時支援金は本社（住所）ではなく、本店（住所）が国の事業復活支援金の対象月末日において県内にあることを基準としています。
15	対象月に県内で国の事業復活支援金を受給し、現在、本店（住所）が兵庫県外にある場合は支給対象となりますか。	国の事業復活支援金の対象月末日における、本店（住所）が兵庫県内にあれば対象となります。
16	事業復活支援金受給後に法人成りしているが、どうしたらよいか。	以下の書類を提出いただくことで、法人として申請可能です。 募集要項記載の提出書類に加え、以下の1および2の書類のご提出をお願いします。 1 履歴事項全部証明書 ※提出時から3ヶ月以内に発行されたものに限り ※法人の設立年月日が事業復活支援金受給以降申請日までの間であること 2 以下の書類のいずれか (1) 法人設立届出書（「設立の形態」欄において、「1個人企業を法人組織とした法人である場合」を選択していること。また、收受日付印等が押印されていること。） (2) 個人事業の開業・廃業等届出書（「廃業の事由が法人の設立に伴うものである場合」欄に記載があり、その法人名・代表者名が申請内容と一致していること、また、收受日付印等が押印されていること。）

【他の協力金等の重複支給について】

	質問内容	回答
1	兵庫県が実施する業種別の一時支援金を受給していますが、中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の受給対象となりますか	兵庫県が支給する他の一時支援金の対象・受給のいかんは問いません。
2	対象月において、他の自治体（都道府県・市町村）が実施する同様の支援金を受給していますが、中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金は受給できますか。	他の自治体（都道府県・市町村）が実施する同様の支援金の対象・受給のいかんは問いません。
3	県内市町が実施する国の事業復活支援金への上乗せ支援金を受給していますが、中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金は受給できますか。	県内市町が実施する国の事業復活支援金への上乗せ支援金の対象・受給のいかんは問いません。

【差額給付について】

	質問内容	回答
1	差額給付を受けました。中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金はいくらもらえますか？	差額給付申請後の売上高減少率に応じて支給します。売上高減少率が50%以上であれば、中小法人等は30万円、個人事業主は15万円支給いたします。
2	差額給付を受けました。添付書類として必要な「事業復活支援金の振込のお知らせ」ハガキは、差額給付分のものだけ提出すればよいですか？	当初郵送された分と、差額給付分両方の「事業復活支援金の振込のお知らせ」ハガキの写しを添付してください。なお、この一時支援金支給申請時に入力又は記載する事業復活支援金の申請番号は差額給付に係る申請番号（0から始まる15桁の番号）を記載してください。
3	差額給付を申請しました。支給はまだされていませんが、中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金は申請できますか？	差額給付申請後の売上高減少率に応じて支給しますので、差額給付分の「事業復活支援金の振込のお知らせ」ハガキが届いてから申請してください。

【経営円滑化貸付について】

	質問内容	回答
1	経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)を受けようとしています。実際の融資はまだ受けていませんが、経営円滑化貸付の金銭消費貸借契約は締結しました。中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の対象になりますか？	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の対象になります。ただし、万が一、契約が破棄になった場合は、対象外となります。
2	経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)を受けようとしています。融資を受ける方向で金融機関で審査中ですが、中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金は支給されますか？	現段階では支給できません。経営円滑化貸付の金銭消費貸借契約を締結されたら、支給申請していただくことが可能です。
3	経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)は利用しませんが、他の県の融資を受けています。中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の対象になりますか？	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金の対象になりません。経営円滑化貸付(原油価格高騰、原材料価格高騰)のみが対象です。

【申請について】

	質問内容	回答
1	「国の事業復活支援金の給付通知書」がない場合（紛失・汚損・破損等）は、どうすればいいですか。	以下の(1)～(3)の3点を提出してください。 (1) 国の事業復活支援金の給付額が記帳されている部分の通帳の写し (2) 国の事業復活支援金が入金された通帳のオモテ面の写し及び通帳を開いた1ページ目、2ページ目の写し等 ※インターネットバンキングの場合は、金融機関名・コード、支店名・コード、預金種目、口座番号、口座名義人がわかるページ (3) 国の事業復活支援金のマイページの写し（申請番号、給付申請額及び売上高減少率が確認できるページ）
2	オンライン申請をしています却不備のメールが届きました。どのような操作をすればよいですか。	不備がある場合、メールにて詳細内容をお送りし、メールに記載されているURLから追加書類などを添付していただく流れになります。不備の内容によってはお電話で確認させていただく場合もあります。
3	オンライン申請を既に行いましたが、郵送申請に切り替えることはできますか。	重複の申請を防止するために、申請中に切り替えることはできません。
4	郵送申請を既に行いましたが、オンライン申請に切り替えることはできますか。	重複の申請を防止するために、申請中に切り替えることはできません。
5	本人が申請手続を行えない場合に、代理人名義で申請を行い、支給を受けることができますか。	中小法人等、個人事業主ともに、本人名義での申請のみ認めており、代理人名義での申請は認めておりません。

6	オンライン申請できない時間（申請者が使用できない時間）はありますか。	申請期間内であれば24時間いつでも申請いただけます。 ただし、都合によりシステムのメンテナンスを行う場合は申請画面上でお知らせいたします。 なお、通信状況によっては時間がかかることもございます。
7	オンライン申請で書類をアップロードする際に、気を付けることはありますか。	画像の容量は1ファイル10MBまでです。アップロードが可能なファイルの拡張子は、jpeg、jpg、png、pdfのみです。パスワードが設定されているファイルや圧縮されているファイル、HEIFファイル等アップロードできないファイルがありますのでご注意ください。
8	間違った内容で申請してしまったのですが、どうすれば修正できますか。	ご自身で修正はできません。 内容を確認した上で対応方法をお伝えさせていただきますので、兵庫県中小企業等一時支援金事務局コールセンターにご連絡ください。（TEL：050-8882-9440）
9	不備があった場合、どのように連絡がきますか。	オンライン申請の場合、メール又は電話でお知らせします。 郵送申請の場合は、手紙、電話、メール等でお知らせします。 なお、兵庫県中小企業等一時支援金事務局が指定する期限までに不備の修正がなされない場合、不支給となり、再申請もできませんので、速やかなご対応をお願いします。
10	申請を取り下げたいのですが。	兵庫県中小企業等一時支援金事務局コールセンターにご連絡ください。（TEL：050-8882-9440）

【その他】

	質問内容	回答
1	国の事業復活支援金の申請資格はありますが、申請をしていない場合は支給対象となりますか。	対象となりません。中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金では、速やかな支給審査のため、独自に売上減少の計算を行いません。したがって、国の事業復活支援金を受給していることが要件になります。
2	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金を申請した後に、国の給付決定が取り消された場合、どうすればいいですか。	事業復活支援金を受給した対象月全てにおいて給付決定を取り消された場合は、一時支援金の要件を充さないこととなり、返還をしていただきます。速やかに兵庫県中小企業等一時支援金事務局コールセンターにご連絡ください。（TEL：050-8882-9440）
3	支給（不支給）通知はありますか。	支給を決定した時は、申請いただいた金融機関口座への振込みをもって支給決定の通知とします。 <u>不支給を決定した時は、郵送にて通知します。</u>
4	国の事業復活支援金について教えてください。	国の事業復活支援金のコールセンターにお尋ねください。（0120）789-140 8:30～19:00（土日、祝日含む全日対応） https://jigyoku-fukkatsu.go.jp/
5	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金は課税対象ですか。確定申告は必要ですか。	課税対象になります。所得税又は法人税の計算上、収入に計上する必要があります。確定申告の際には、必ず申告してください。詳しくは、税務署、国税庁に問い合わせをお願いします。
6	中小企業等原油価格・物価高騰対策一時支援金は会計上どのように処理すべきですか。	どの勘定科目に計上すべきかなど、会計上の処理については、税理士等とご相談ください。
7	なぜ、国の事業復活支援金の受給者が対象なのですか。	30%以上の売上減少という厳しい状況にある事業者を支援するため、同じ要件である国の事業復活支援金を受給された方を対象としています。
8	今回のタイミングで実施する理由は何ですか。	時短要請が解除され、コロナ禍からの立ち直り局面にありますが、原油価格等の高騰が中小企業の経営に対するダメージとなっています。その影響を少しでも緩和し、事業継続を下支えする必要があると判断し、このタイミングで実施することとしました。
9	10万円～30万円を支給することについて、どのような効果があるのか？ (この支給金額設定の考え方)	R3.12以降もウクライナ情勢等により物価高騰がさらに進んでいる状況を踏まえ、前回の一時支援金より単価を拡充したことから、中小企業の経営継続に一定の効果があると考えています。